



第**6**章
公園便所
事業計画(案)

1 公園便所事業計画(案)

(1)計画の内容

第4章に示す設置基準に合致し、新設・撤去・更新の対象となる公園便所は、本章に示す事業実施要件のいずれかを満足する場合に限り、地域の意向を十分に確認した上で、事業化することとします。事業化にあたっては、本計画に基づく実行計画として、概ね10年間の事業内容を年次的に示した「公園便所事業計画」を作成します。ただし、土地区画整理事業や緑化重点地区整備事業等により、公園の新規整備や大規模な再整備の中で実施する場合は、当該事業計画（以下、「個別事業計画」という。）に位置づけます。また、都市計画事業認可制度も活用します。

なお、改築・補修の対象となる公園便所は、「公園便所事業計画」による事業化を行わず、表6-1-1に示す事業実施要件のいずれかを満足する場合に、通常の公園管理事業により適宜実施します。

事業化にあたって必要となる地域の意向確認は、本計画策定後に順次行うこととし、以下本章では、事業実施要件と事業実施優先順位決定方法を設定します。

表 6-1-1 改築・補修の対象となる公園便所の事業実施要件

事業区分	事業実施要件
改築	●撤去又は更新の予定がない便所であって、構造部分の一部を改築することで、都市公園移動等円滑化基準に適合する便所
補修 (通常)	●概ね3年以内の撤去又は更新の予定がない便所であって、設備補修や安全対策等が必要である便所
補修 (簡易)	●設備補修や安全対策等が必要である便所

(2)事業実施要件

① 事業実施要件

新設・撤去・更新の対象となる公園便所の事業実施要件は、表6-1-2のとおりとします。ただし、新設・更新の対象となる公園便所は、主要な都市公園及び避難地指定される都市公園に設置するものを除き、事業実施要件のいずれかを満たす場合であっても、公園周辺（敷地境界から概ね80m以内の範囲）に担保性・公共性のある便所が設置されているときは、事業実施の必要性を十分に検討することとします。

表 6-1-2 新設・撤去・更新の対象となる公園便所の事業実施要件

事業区分	設置基準	事業実施要件
新設	設置対象公園に該当し、標準設置数を超過しない都市公園	●地域の施設意向がある便所
撤去	設置対象公園に該当しない便所又は標準設置数を超過する便所	●処分制限期間を超過する便所であって、市が改修等による長寿命化が不可能であると判断する便所又は地域の撤去意向がある便所 ●同一都市公園等計画区域内に本設の便所がある場合における仮設の便所
更新	設置対象公園に該当し、標準設置数を超過しない便所	●処分制限期間を超過する便所であって、市が改修等による長寿命化が不可能であると判断する便所又は地域の更新意向がある便所

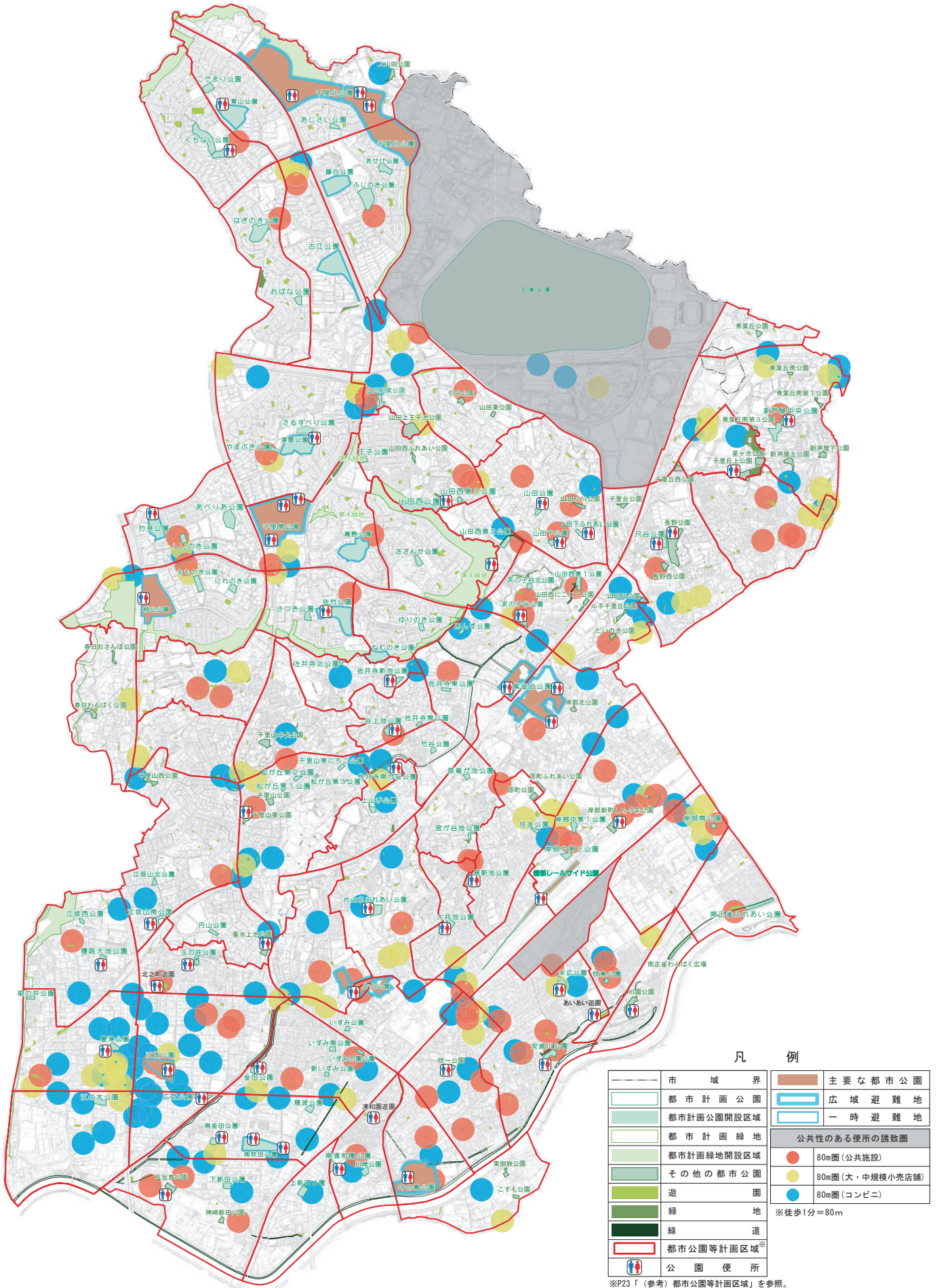


図6-1-1 公共性のある便所の配置現況図(令和元年度(2019年度)末現在)

② 新設・更新の事業実施判断フロー

設置基準（図 4-1-1 公園便所の設置基準に基づく対応方針（新設・撤去・更新・非設置）判断フロー）において、新設の対象と判断する公園便所は図 6-1-1、更新の対象と判断する公園便所は図 6-1-2 に示すフローに従い判断します。

新設の対象

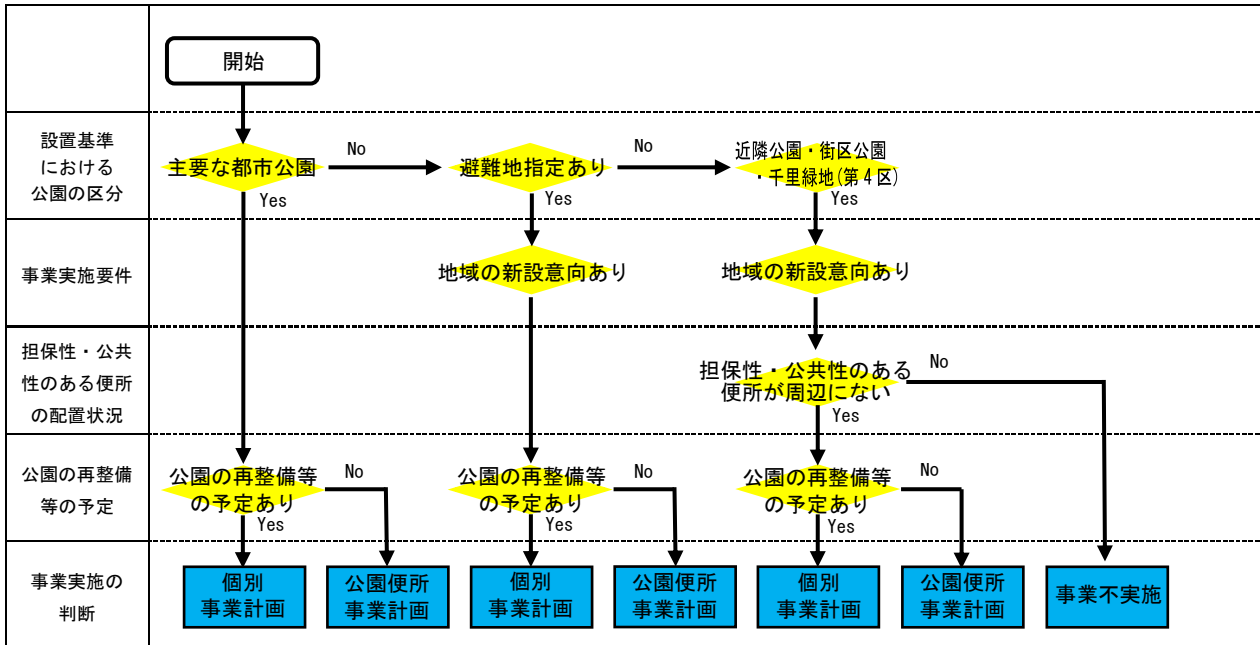


図 6-1-1 「設置基準に合致し、新設の対象となる公園便所」に係る事業実施判断フロー

更新の対象

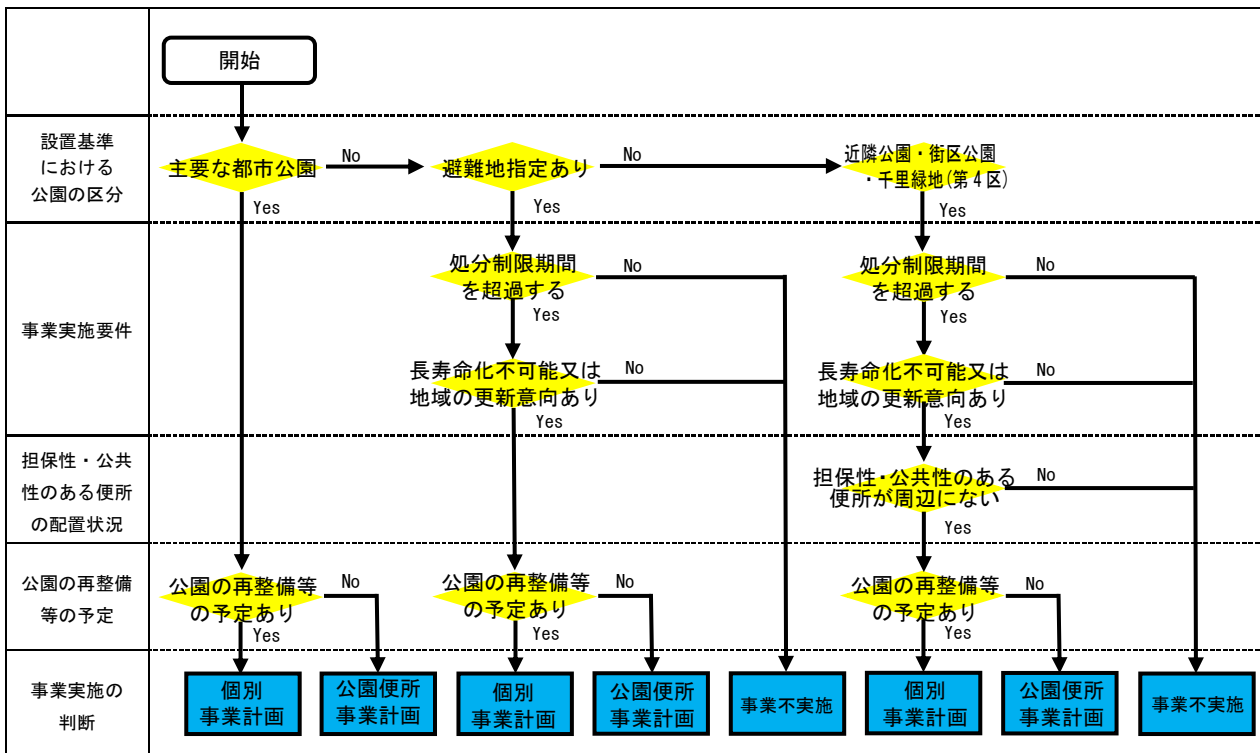


図 6-1-2 「設置基準に合致し、更新の対象となる公園便所」に係る事業実施判断フロー

(3)事業実施優先順位決定方法

事業実施要件と地域意向を確認した結果、新設・更新の事業化が必要であると判断した公園便所は、次の方法に従い事業実施優先順位を決定することとします。また、撤去の事業化が必要であると判断した公園便所は、速やかに事業実施することとします。

現時点において、新設・更新の事業実施要件を満足する公園便所（地域意向は未確認）について、事業実施優先順位を評価した結果、新設は表 6-1-3、更新は表 6-1-4 のとおりです。

評価項目	評価方法
① 公園便所の設置状況	同都市公園等計画区域内に公園便所が設置されていない場合は「○」、設置されている場合は「×」とする。
② 要望	自治会による要望がある場合は「○」、自治会以外の団体による要望がある場合は「△」、要望がない場合は「×」とする。 ※個人による要望は対象外とする。
③ 更新	更新であって処分制限期間超過年数が10年以上の場合は「○」、10年未満の場合は「△」とする。
④ 公園種別	総合公園、地区公園、近隣公園、都市緑地、街区公園の順とする。

各評価項目の点数：○ 1点、△ 0.5点、× 0点

合計点数：新設は評価項目①～②、更新は評価項目①～③の点数を合算した点数。

優先順位：1) 合計点数の高い順とする。

2) 優先順位1が同一の場合、新設は評価項目①→②、更新は評価項目①→③の順に点数が高い順とする。

3) 優先順位1と2が同一の場合、評価項目④の評価方法に従う。

※補助金の活用が決定した公園は、交付時期に合わせて順位を入れ替えることがあります。

表 6-1-3 新設に係る事業実施要件を満足する公園便所の事業実施優先順位評価結果（令和元年度（2019年度）末時点）

公園名称	評価項目			合計 点数	順位
	①	②	④		
	公園便所の 設置状況	要望	公園種別		
古江公園	○	○	近隣公園	2.0	1
ねむのき公園	○	△	近隣公園	1.5	2
江の木公園	○	△	街区公園	1.5	3

表 6-1-4 更新に係る事業実施要件を満足する公園便所の事業実施優先順位評価結果（令和元年度（2019年度）末時点）

公園名称	評価項目				合計 点数	順位
	①	②	③	④		
	公園便所の 設置状況	要望	更新 処分制限期間超過年数	公園種別		
谷上池公園	○	○	○ 16年	街区公園	3.0	1
竹見公園	○	×	○ 15年	近隣公園	2.0	2
くちなし公園	○	×	○ 11年	近隣公園	2.0	3
千里緑地（第4区）	○	×	○ 11年	都市緑地	2.0	4
青山公園	○	×	△ 4年	近隣公園	1.5	5
豊津公園	○	×	△ 4年	街区公園	1.5	6
玉の井公園	×	×	○ 11年	街区公園	1.0	7
安威川公園	×	×	△ 7年	街区公園	0.5	8